

は量の少い石油資源を、あわてて大急ぎで掘り盡すようなばかな政策はないと思う。従つて私はむしろ帝石に、一年間のお前の探掘石油量はこれだけだと制限したらしいと思う。そうして長くわが国の資源を保存することこそ、ほんとうの政策ではないか。それをあべこべにあなた方は、探算はあるべく合らうようにして、なるべくもうかるようにして、もつと掘らして、早く日本の石油をなくしてしまうということに努力することは、愚の骨頂だと私は考える。こちら邊につきまして從来の政府のお考え方は、一方的な見地からのみお考えになつてゐるのではないかと、非常に残念に思うのであります。それから石油の國民經濟的重要性についてのお考えが足りない。ただいま原料であり、消耗品であり、素材であるというような点で、綿花と同一の性格を持つてゐるというお話であるが、そのお話は少し認識不足ではないかと思う。私どもは原油並びに石油製品といふものは、動力の源泉として考えてゐる。なるほど纖維製品といふものは大事なもので、人間は裸でいるわけにいかない。従つて纖維製品は絶対に生活必要品に違ひないのです。しかし纖維製品といふものは、一面から言えば、つまり純粹な消耗的性格を持つてゐる。もちろん貿易上における一つの重要なウエートはあります。しかし国民の消費的角角度から言えば、これは結局消耗品にすぎない。ところが石油は單なる消耗品ではない。石油を消耗するということは、それによつて仕事をするのであって、生産事業の根底になつてゐる。つまり自動車や船の動力源としてわれ／＼は考へてゐる。

世の中には不幸にして、電力と石油と
石炭と、この三つしか動力源はない。な
から石油を單なる消耗品といふような
意識をもつてお考えになることは、非常
な認識不足であります。私は石炭と
電力と石油、この三つはわが国民経済
をほんとうに動かす動力の源であつ
て、動力に対する認識なくして国民経
済政策は成り立ち得ないと思ふ。こ
れらの点につきまして、政府の方は非
常な認識の錯謬に陥つておられるき
いがあると思う。かような意味で、ぜひ
ひ御反省をいただきたいと考える次第
であります。

りますが、私ども実は若干異なつた見解を持つておるわけであります。申しますのは、日本の石油は昔から少いといふように、一口にいわれておるのであります。世界的に石油資源といふものは非常に注目されているのであります。が、終戦後イギリス、アメリカの技術者もすいぶん参りまして、日本の資源についても科学的にいろいろ検討が行われたのであります。ただいままで大体日本の石油資源に対する価値として認められておりますのは、資源の理蔵量は約千四百万キロないし千六百万キロといふのが、専門家の判断というふうに私ども了解しているわけであります。ところで今お話を中には、ごくわずかの期間でなくなるものは、温存しておいた方がよいではないかといふようなお考えがあつたのであります。私どもは、千四百万キロといふのは相当な数字でありますし、これはほのかの資源の例から申しましても、一応今推定されるものはその程度でございますが、まだ技術の進歩、調査の進歩ということから、発展性があるといふふうに考えておるわけであります。これがほかの金属類の歴史の推移が、そういうことを明らかに教えていのであります。そしたらいたしますと、そういう資源開発のもとになりますと、企業を一本立ちできる完全なものに考えたい。そして今考えられておる一千四百万キロ、それがさらにふえて行き、また生産量も、今の国内需要全部は満し得ないにしても、国内需要に対しまする供給力をもつと高めるということを考えることが、日本の国民经济上健全な政策ではないか、私はそういうふうに思つておるわけであります。

先ほどもお話をございましたように、われくは消費財として考えておるわけではありませんので、動力源として重要でありますからこそ、石油産業を健全に育てることが、賢明な政策じであります。それでは石油産業をどの辺まで育てよかうと考えておるかといふことであります。私ども一応ただいま目標いたしておりますところは、年間の生産規模五十万キロで、確定鉱量をその約十五年分いたしまして、七百五十万キロの生産を考えておるわけであります。実は終戦後アメリカ、イギリスの技術者に、日本の石油鉱業発展のために、親切な指導をしてもらつたわけであります。世界的にも相当有名な技術者をわざわざよこして、戦争以来立ち遅れしておりました石油鉱業に関する資源の探査なり、あるいは開発技術の指導ということが、相當熱心に行われたわけでありまして、その後非常に順調な経過をたどつておるわけであります。終戦の年はともかくとして、昭和二十一年当時は、生産におきまして十九万キロ、確定埋蔵量百五十万キロというレベルにすぎなかつたのであります。が、爾來順調に成熟いたしまして、昨年におきましては生産は三十二万キロ、確定埋蔵量が約五百八十万キロというレベルまで回復しておるわけであります。目標しいものといたしまして、御承知のように秋田県の八橋油田も活潑に活動するよう相なつておるわけであります。目標あるわけであります。さらに地質的な問題といったまして、まだ確率生ま曾ておるものとして、北海道の天北地区における石油資源の開発ということがあるわけであります。さらに地質的な問題といったまして、まだ確率生ま曾

しておりませんが、関東地区も石油資源地帯として地質構造上一つの望みを嘱する地帯であるといわれております。今申し上げました関東地区云々ということは、推定埋蔵量には全然入っていない数字でござりますが、さような数字から申しまして、将来性も相当あるし、また終戦後健全に育つて来るおるし、われ／＼が当面の目標として考えております五十万キロ、十五箇年の確定埋蔵量というところに達する時期も、そう遠くないと私どもは考えておるわけであります。そこ年至る過渡期においては、政府におきまして保護を與えることが、石油産業をれ主体を健全に育てて一本立ちし得ることになりますと同時に、それが結果的に日本資源がもつと安定した基礎のもとに開発されるとということにもなり、それが間接に需要者の方面にも利益を及ぼすことになると私どもは見ております。それが石油鉱業の将来性なり、われ／＼がどういう目標で育てようとしているかのあらましであります。

注目をお願いしたいと私どもは思ふわけあります。そうしてさらにまた石油の国際的特殊性から考えまして、非常に目に見えない利益をもたらす。かりに日本に石油資源というものがないと考えました場合に、石油資本の世界的な特殊性から見まして、おそらく高い油を売りつけられる危険が多いということも、あるいは言えるのではないかというふうに私ども見ておるわけであります。そういう点から考えてましても、一本立ちできる石油産業が日本にあるということは、はかり知れない利益を日本の国民経済全体にもたらすということを、私ども考えておるわけでございます。さらに戦争中における石油のきゅうくつな状況も、日本は非常に体験したのであります。あのときの数字なり、将来のことを考えまして、軍需品としての石油の特殊性、軍需品中の軍需品という特殊性から考えまして、万一一にも石油の取得等に困難とするということは、これは想像し得ないわけではないであります。そういうことを考えました場合に、どうあっても日本の石油としては、おそらく年間百万キロくらいのものはいるので、その際における四十万なり五十万という数字は、軽視できない大きな比重を占めるというふうに考えておるわけであります。それらの事情から考えまして、今国として少し目をかけますならば、一本立ちできる可能性を持つております。それらの事情から考えまして、今国としておる産業は、現下の状況として十分保

護に倣する産業ではないか、私どもさうな考え方のもとに、原油関税一割という政府原案としておきめ願つたよう次第でございます。

なおお尋ねのありました中に、消費の方に対し、精製の方はよろしいが、原油の方はいかぬといふような御意見があつたのでござりますが、これは私ども消費者の立場から見ますならば、どちらかと申しますれば、製品関税の方が直接的に響くわけであります。原油に關税がつきますれば、もちろんそれが製品に及ぶことは確かでござりますが、消費者の立場から見ました場合には、製品関税の方がむしろ手取り早く響くべき関税であるというふうにも私どもは考るわけでありますて、製品の關税の方はいいと思うが、原油の方はけしからぬというような御趣旨のお話だつたかのように耳聴したわけでございますが、私どもはその点は消費者の立場から考えました場合には、同じ——というよりも、むしろ原油の方が間接になるというくらいに考えておることを、つけ加えて御答弁申し上げます。

○鴻尾委員 関税の改訂についての見解をひとつ……。

○徳永政府委員 関税の改訂と申しますと、先になつて資源がなくなつたら、関税をやめるかどうかというようなお話をだつたと記憶いたしますが、そういう御趣旨は、私ども先ほど来申し上げましたように、資源はもつと有りなものでござりますので、なくなつたからやめる——なくなつた場合に、もちろんやめるべきであります

が、そういうことはわれ／＼現在予想しております。ただ現実問題といた

しまして、それよりもむしろ一本立ちでできるまでの保護ということを考えておりますので、一本立ちする段階に行きましたならば、この関税はいらぬというふうに考えておるわけであります。従つてその点からも、そつ十年も二十年も保護関税が必要があるとは、ただいまのところ私どもは認めてないわけであります。

それからなおお尋ねの中に、今原油に関税を課しておつたならば、日本の資源がなくつたときに、報復関税がありはしないかというような御意見がございましたが、私どもは日本の石油精製業と外資とのつながりというふうなものから見ましても、またその保護といふものが十分に合理的な理由を持つております限りにおきまして、さよなることは一、二そういう御意見を民間の人から聞いたことはありますか、そういう気配、懸念というものは、私ども毛頭感じておりません。

○満尾委員 ただいまの御説明で、大体当局のお考えはわかつたのであります。ですが、わが国の石油の生産がゼロになつた場合に、石油の取得について非常に困難がある。だから、ある程度の生産があることは非常に強みであるといふことはよく了承いたしました。私もさようなことをあるかと思うのであります。なお私が原油の関税はいかぬといつたような、原油のことをやかましく私の今申し上げている立場は、決して消費者の立場だけ考えて言つてゐるのじやない。全体を総合してこの立場で考えておりますから、單なる消費者代表としての意見としてお聞きになるのは適当でない。それからわが国の石油資源をかわいがつてやる、その採掘業者

を健全な基礎に置きたいという氣持につきましては、私も了承することで、それについては毛頭異存はない。お互にこれは方法論の問題である。しからばこの保護関税をかけることだけが、この業者を保護する唯一の方法であるかどうか。他にこれを保護する方法はないものであろうか。なぜ保護関税の線に政府は決定的に追い込まれたのであるか、この事情を承りたい。

それからまた帝石という会社の現在の実情から見まして、政府がかように保護しなければ帝石が成り立つて行かないのかどうか、その点の分析をお願いいたしたい。われくの了解しているところでは、帝石は、株こそ安いが、りつぱに現在自立して行ける会社だと思つている。この上になぜ一休国一家は、このたつた一社の会社を、かよう手厚く保護しなければならぬのか、この点について非常に疑問を持つておりますか、どの程度の保護を與えなければ、会社が成り立たぬという御認識を持つておるのであるが、これをお漏らし願いたい。また保護する方法が、關稅でなくちやならぬのだといふことが、われくには非常に疑問に感ぜられる。また私の考え方では、先ほど申し上げたようなくらいで、どうしてもこの重要な資源は、将来にとつておいた方がよいように思う。もちろん急速の必要が起つて、さあ戦争になつた、石油がない、あわてて国内を開発しなければならぬ、といふ点において、少しあわを食う点がありますけれども、それは國家の費用負担においてでも、資源の調査を十分にしておかれて、いつでも拡充できる態勢を整えておけば、むしろこの際安い外国の原油を入れ

れて、日本の石油は将来の急に備えておく方がよほど得だ。これがほんとうの国策的見地である。これを合せて五十万キロ彌つて——なるほど埋蔵量といふものは、学者の研究によつて漸次見直されて行く、そういう傾向のあることは私もよく了承いたしました。しかし、それによっても、かりに千六百万キロが五千万キロになつたところで、日本の石油資源は義理にも豊富とは言わないと私は思う。今後十年後くらいの石油のわが国内需要をどういうふうに見ておられるのか。従つて今鉱山局长の言われた五十万キロの生産をあげたときに、その五十万キロのわが石油事業の相対的比率をどんなふうに踏んでおられるか、私はその点について非常に疑問を持つのであります。これらの諸点についての御答弁をお願いしたい。

かるばかりでなく、外國から見ましてよくわかるということを、われくはまず第一に考えるのあります。それからまた関税といふものは、相當長い期間を考えまして、率を考えなければならぬのであります。そこで事も考えまして、お互に外國の商社と日本の商社とが取引するのであります。始終かわつて来るといふことでは困ります。ある期間を考えたことを考へなければならぬ性質のものであるとか考へるのであります。そこで今の関税率は、一休どのくらいが適当であらうかといふ問題になりますと、そのときもいろいろ事情が違います。が、大体大同的な平常状態を考えますと、日本の石油採掘状況等が前提とされるのであります。この点につきましては、いろいろ見解もござりますが、大体主産国の生産状況と比較いたしました場合に、相当の開きがあるということを考へますと、アメリカその他石油の生産をして、アメリカその他石油の生産も運いましょうが、大体二五%とか三〇%といふ開きを設けてあります。しかしこれに対しましては、われくの方といたしましては、われくの方といたしましては、その生産の方と、また需要の方とをいろいろ考へまして、生産の方から見ましていかに二五%、三〇%が適当である。それでも足りない分は、現にやつておるのであります。この新規は、決して高い関税率ではございませんが、最低に近い率でやつていただきたい。またそれで足りない分は、現にやつておるのであります。この新しい試掘その他によりまして、できるだけ補うことによりまして、経過いたしました。なおこれも先ほど鶴山局長の

お話をありましたようなく、どもよくわかったことがあります。それでからまた関税といふものは、相當長い期間を考えまして、率を考えなければならぬのであります。それからまた関税といふものでは困ります。ある期間を考へておられますよ、増産計画が施行せられておりますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。

お話をありましたようなく、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。

お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。

お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。

お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。お話をありましたように、どもよくわかったことがあります。それが幸いにして通産省がお考へになつておられますよ、な、増産計画が施行せられておりましたとしておる次第でございます。

られまして、帝石の方の事情をどういふうにお考えになつておるか、この点についてはまだ一言も御答弁がない。これほどの手厚い保護をやつてしまひながら、政府はわざと一〇%差しやないかとおつしやられますけれども、私どもの見るところでは、この世界の経済情勢からして、運賃だけでもうんと上る。おそらく原油の価格といふものも、外国において若干上る傾向に向つておる。従つて運賃も上り、原油も上るから、輸入原油というものが上がる。従つて国内原油といふものもそれだけ上る。その影響は全部帝石に及ぶ、かような見通しを私は持つておる。ところが政府委員は、どうもその点はわからぬじやないかといふ御答弁である。いずれにしても帝石といふものは、かようここまで厚く保護してやらなければ、会社が成り立たぬのであるかどうか。その点について帝石の現状、近き将来について、どういうふうにお考えになつておるか、お話を伺いたい。

のうち、帝石へいかほど行つてゐるということは、まだ全般が完了いたしませんので、はつきりした数字はわかりませんが、生産の割合から見まして、一億見当行くであろうといふことは、大さつぱに推測し得るわけであります。それから実は帝石に対する助成は、それだけではないのです。いまして、現在これは臨時過渡期の措置でございますが、輸入の重油のうち、アメリカの軍の油として非常に安いものが入つて参りますので、それは本質的にはほかの重油と同じ使用価値段のものでございますが、値段が非常に安いといふものでございます。それをほかの重油並に売らしてもらうといふことによりまして、差益が相当出て参ります。その差益を国産原油の生産者へわけるということに相なつているのであります。これは政府として長年続きし得る本質的な運命を持つております。そのため、目先そういうものがございませんから、目先そういうものがございましたので、助成の一環としてやつてもらつておるわけであります。その金額が、大ざつぱに申しまして、正確な数字は記憶しておりませんが、ほほ四億円くらいになろう。これは全石油生産者に行きますが、先ほどの試算基準金額のときと同じであります。大部分が帝石に行くということが、数字的な関係から想像できるわけであります。そうしますと、かれこれ約五億円の支度金に対し

まして、二億四千万円の利益を計上いたしております。その数字と国の助成金のバランスを考えて、いただきますならば、二億四千万円、二割四分の利益率ということになります。一見世間並の利益率を上げているじゃないかといふうにも言えるかと思うわけであります。しかし、その背後に見のがしてならないのは、国の採鉱試掘奨励金の一億見当行き、それから価格調整によりまして約四億が行つてゐる。それからもう一つ注目していただきたい問題は、石油がまだ一本立ちしていないという状況は、経営面におきまする経費のうちの、探鉱、試掘にまわし得ている仕事の量のバランスであります。これは石油に限らず、地下資源の開発産業の特有のものであります。産業の性質をいたしまして、ほかの製造工業でありますれば、原料を食わして、それを加工するというのが仕事でございまます。地下産業は、常につかんでいるものを食つて行く。食うだけの仕事をしておりますれば、山はそれで運命が縮んでしまはわけでありますから、常に次の食う材料を探さなければならぬといふ、ほかの産業にない特殊の運命を必然的に持つてゐるわけであります。それに投じまする総経費の中における経費の割合の理想的な形といふのは、どの程度に見るかということです。それに対する総経費の割合を全体の五割といふうに見るのが、健全目標と見られておるわけであります。ところが帝石の前期の決算に表われておりまする上場ばかりといふより、過去

試掘に投じまする金というものは漸減していくのが現状でございます。せめてこれまことに到達しておる目標は、わざかに三割でござります。五割の理想に対する割合くらいにはしたいというのを、口先の目標にいたしておるわけでござります。それも先ほど申しましたごとく、國からの試掘奨励金もちらし、ナーラに直接に価格ブームによりまする出来成の恩恵を受けても、三割程度しかございましまったように、天北なら天北の探査面に金をまわし得ない実情にあるわけあります。これは先ほどもたまゝ御質問ございましたように、帝石右近自身としては一億二千万円に捨て金になつたわけであります。そういう非常に危険の高い、捨て金を次々と投じて行くしかなければ、仕事の永続性を保ち得ないといいう産業であります。私の最初申上上げました五十万キロ・ペースで、十五箇年の確定埋蔵量をつかむということは、そのレベルまで来ました場合には、価格面におきまして国際的な競争力もでき得るであろうし、その中から健全経営として、資源開発の方にまわし得る金も出で来るようになるであろうということをいわれておるわけですね。採油だけがひとりふとるわけではありませんが、採油がふとりますれば、採油の面で実際の生産がふえますれば、実際の掘る方の面は経費がそうふえなくて、規模が大きくなればもうけがよけいになるわけです。その余力を

て今の三割というものがだん／＼上つて行く。それが石油鉱業——これはひとり石油鉱業に限りませんが、鉱業の特殊性でござります。現状はそれほど政府の手厚い保護があるにもかかわらず、まだ一本立ちできる段階に至らぬおらないというのが現状でござります。

○鴻尾委員 帝石の御説明を伺いまして、たが、ただいまの御説明のうちで、帝石の決算がもし一年決算であれば、御説明の通りであります。が、普通の会社並に半期決算であれば、二割四分の利益率は、常識に従えば四割八分の利益になる。半期に二割四分の利益をあげれば、年四割八分の利益と見なければならぬと思ふのであります。お話をによりますと、帝石は試掘に対して一億円の助成金をもらい、価格のブールの面で四億円もらつておる。現にそういう助成の方法があるなら、何もこれほどの閑税をかける必要はない。帝石に対して、石油資源開発の使命にかんがみて、国家がこれを助成することは、何らだれにももはばかるところはない。正に堂々として政府はお出しになつたらよからう。閑税の方式によると、一対九の国民経済においては、いたずらにコストを高められなければならない。その犠牲の方が大きい。差引勘定でどうしてもそろばんの合わないところが出て来る。お役人のそろばんはどうしてこれがつじつまが合うのか、私はどうしても理解できません。従つてここでいくら論議を重ねましても、これはのれんに腕押しで、まことに要領を得ないので、はなはだ残念であります。が、本日はこれで私の質問を打ち切り

りましたところに基き、私は一つの動議を委員の皆さんにお諮り申し上げた

いと思います。

並びに石油製品は、動力源として、機械も動かしますが、当運輸委員会は船と自動車といふ面からいたしまして、最も繋がり深いのであります。この石油の関税並びに将来の価格の影響といふものを、まったく無視することはできませんから、この問題につきまして

ひとつ希望的決議をいたしたいといふことを、皆さんにお諮り申し上げたのであります。案を一応説んでみます。

原油並びに石油製品に対する輸入関税については、同品が主要なる動力源の一つとして、わが国の経済全般に對し甚大な影響を及ぼす關係と、同品の需要に対する内外供給の実勢が一対九の比なるにかんがみ、綿花その他の原

料品と同じく無税とする人が潤滑と認められるから、政府においてはこれについて慎重に考慮せられることを望む。

○前田委員長 大だいまの浦尾君の動議に御異議はございませんか。

○原(彪)委員 大だいまのは決議でありますか。政府に対する申入れであり

○満尾委員 内容は当委員会の希望を表明したものであります。形式は決議としていいのじやないか。その点につきまして、字句も相当慎重を期して考へたつもりであります。

原之義

三

א-הנְּרָבָע

卷之三

もつともで、私も大賛成でありますけれども、当委員会においてたび々
決議がなされるということにつきまして、たとえばこの前の国鉄の機構改革案
に対する決議についても、いまだその実行を見ない、ようやく前段であります。

たらしいと、いふ事をおつしでいるわけですね。これは運輸委員会としては、参議院、衆議院ともにまさに重大な問題でござりますから、無関心たることをも得ない。だからどうじてもこういう音思表示をいたしたい、こういう意味であります。

〔速記中止〕

法による海事代理士の仕事をやり得るわけでありまして、両方並行してやり得るわけでござります。なお「相談に応ずる」という言葉の中には、法律上の鑑定等の弁護士でなければできない仕事につきましては、できないことに

もし、この決議がされまして、実行されない場合にはおきましては、当委員会の権威にもかかわることでございますので、私はその決議を重視しておりますわけです。でござりますから、決議される以上は、これはもちろん委員長にも責任がありますし、当委員全部の共同

○前田委員長　皆さんにお詫びいたし
たいと思いますが、ただいまの満尾君
の動議に対して、その趣旨に對しては
御賛成のようござりますが、ただ決
議にするか、希望申入れにするかとい
う点だけの差異のようですが、どうで
しょう。一応ここで希望の申入れをす

○前田委員長 次に海事代理士法案を
議題として、審議を進めます。
質疑の通告があります。坪内八郎

海軍代理士法としておありますから、その点は全然重複しないと考えます。す。

○瀧尾委員 責任になりますので、決議なら決議で、実行し得るような、迫力のあるものにしていただきたい、こういうのが私の趣旨です。瀧尾委員の御趣旨には賛成でありますから、その点委員長においておはからい願いたいと思います。

るということにしていただきたいで、
政府がこれに対していく／＼御研究に
なると思いますから、その上でまたあ
らためてやるということにしたらどう
でしょうか。

○満尾委員 それはどうも腰の弱いこと
となりましたな。ぜひ決議にしてく
ださいよ。これは遠慮することはない
でしょう。

○前田委員長 一応決議にする場合に

おるが、こういつた少い者に対して、單独でこの法律を出すということは、どういうよくなことであるのか、そういう点についてお伺いをいたしたい。

○塙井政府委員　お答えいたします。

仰せの通りたいへん数は少うございま
すが、利用する一般の公衆の数は非常
にたくさんあるのでございまして、弁護士法
でありますとか、公証人法でありますとか、
やはり数の少いのにかかわらず

○**坪内委員** そこで弁護士法によつて弁護士は、弁理士なりあるいは税務代理士の業務ができるようになつておるが、こういつた海事代理士の業務を行つうということになりますと、この海事代理士は試験制度があるので、従つて弁護士の人も試験を受けるといふことになりますか。

は、各派の理事にお詣りいたしました
て、そして本委員会で皆さんの御承認
を得るということですが、大体の慣習にな
つておるわけですが、きょう突如とし
て出たので、まだ理事会にも詰らない
で実はやつたわけです。一応希望の申
入れをするということで御承認願いた
いと思いますが、いかがでしょうか。

わらず、特別の法律をもつてある程度の規制をいたしておる趣旨と同様でござります。

ざいまして、一旦弁護士になりました
以上は、弁護士法による付隨業務とい
たしまして、海事代理士法にきめられ
ております中で、弁護士の仕事に付隨
いたします。仕事は当然やり得るのであ
りまして、海事代理士法による試験は
受けが必要がないということになります
す。

て、十分考慮してくれといふ意味なのでありますから、おさしつかえはないようになります。また私個人の意見では、当委員会の御賛成をいただきますならば、私は参議院の運輸委員会においても、同調していただきたいということを、一応お詣りしてみ

○玉置(信)委員 これはかくすべしと
いう決議ではなく、希望申入れの決議
であるから、非常に彈力性があるよう
に思うので、一應採決しておいたらど
うかと思います。

なことを感ずるのであります。が、この点はどうですか。

○海内委員 そういたしますと、弁護士の試験は別として、この海事代理人の試験は、専門的な知識を試験するといふことになつておるのであります
が、その専門的な知識の学力の程度は
どの程度でありますか。たとえば新制
高校とか大学とかいうものの、どの程

度を試験するのでありますか、その点をお尋ねいたします。

○堺井政府委員 これは学力でもつて、大学程度でなければならぬとか、中学校程度でなければならぬとかいうことは考えていないのであります。海事法令はたとえば、この法律の別表に十ばかり並べてございますが、こういう法令の内容を十分承知しておりますならば、学校卒業程度のいかんにいかわらず、試験に合格し得るわけでございます。実際上どの程度の学力が必要かと申しますならば、やはり高等学校卒業程度の学力がないと、消化しにくいのではないか。というふうに感じておるわけでございます。

○堺内委員 その点は大体了解いたしましたが、そこでちよつと前の質問に逆もどりいたしまして、弁護士は海事代理士の業務ができるというお話をありました。弁護士法によれば、弁護士は弁理士なりあるいは税務代理士の業務ができるよう相なつておつて、海事代理士のことは弁護士法にうたつてないのであるが、海事代理士法のどこで、弁護士がそういう業務ができるようになつておるのか、あるいは弁護士の職務を何か圧迫するような関係はないのかどうか、この二点をお尋ねいたします。

○堺井政府委員 御説の通りでござりますが、海事代理士法によりますと、第十七條の第一項に但書がございまして、「但し、他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。」こう書いてございます。この意味は弁護士法で申しますと、弁護士法の第三條の第一項に、「その他一般の法律事務を行ふことを職務とする。」と書いてござります。

います、この條項をさしておるのでございません。この両者の規定によつて、弁理士法、税務代理士法による仕事を行なうことができるということを弁護士法に書いてございますが、そのような表現を使わなくとも、ただいま御説明申しました二つの項によりまして明確になるという解釈と、立法技術によりまして、よう引きめた次第でござります。

○前田委員長 それではほかに御質問ございませんか。——なければ本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時二分散会